

政令第二百五十二号

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

- 一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条
- 二 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十二条第二項第三十四号
- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第十五条の二第五号
- 四 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）第三百五十四号
- 五 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）

第五条第三十四号

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第
二百三号）第一条第八号

七 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第七条第十五号

附 則

この政令は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する
法律の施行の日から施行する。

理由

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法施行令その他の関係政令の規定を整理する必要があるからである。